

由布市告示第137号

令和4年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月22日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和4年11月30日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第4回（定例）由布市議会 会議録（第1日）

令和4年11月30日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和4年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第25号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第63号 川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第64号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第10 議案第65号 由布市債権管理条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第68号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第69号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第70号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第71号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第72号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第73号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第74号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第75号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第76号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第77号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第25号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第63号 川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第64号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第10 議案第65号 由布市債権管理条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第68号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第69号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第70号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第71号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第72号 独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第73号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第74号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第75号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第76号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第77号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 佐藤 孝昭君	4 番 高田 龍也君
5 番 坂本 光広君	6 番 吉村 益則君
7 番 田中 廣幸君	8 番 加藤 裕三君
9 番 平松恵美男君	10 番 太田洋一郎君
11 番 加藤 幸雄君	12 番 甲斐 裕一君
13 番 佐藤 郁夫君	14 番 渕野けさ子君
15 番 佐藤 人已君	16 番 田中真理子君

17番 鷲野 弘一君

18番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君

書記 畠中 勇君

書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長	庄 忠義君		
総合政策課長兼地方創生推進室長			日野 正美君
税務課長	河野 克幸君		
市民課長兼マイナンバーカード推進室長			後藤 昌代君
防災危機管理課長	大嶋 陽一君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
水道課長	大久保 暁君	商工観光課長	古長 誠之君
環境課長	古庄 成之君	保険課長	佐藤 俊吾君
高齢者支援課長	工藤 由美君		
庄内振興局長兼地域振興課長			秦 正次郎君
教育次長兼教育総務課長			花宮 宏城君
消防長	佐藤 尚也君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。感染予防対策として全ての方へマスクの着用をお願いいたします。

これより、令和4年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、佐藤郁夫君、14番、
渕野けさ子さんの2人を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをしていただきたいと思います。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和4年第4回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私共に御多忙の中、御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今回提案することといたしております報告2件、議案16件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

そして、本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第ですが、少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

初めに、9月28日から30日にかけて、兵庫県多可町で開催された第7回日本クアオルト協議会の大会に出席をいたしました。全国8市町村による活動内容の発表と併せて、コロナ禍における今後の取組などについて、意見交換と情報共有を行ったところでございます。

次に、第12回全国和牛能力共進会が鹿児島県霧島市で開催されました。10月9日から10日にかけて、現地に応援に伺ってまいりました。

今回、由布市和牛育種組合より、佐藤渉さん、河野誠二さん、一法師満さん、秦正次郎さんか

ら出品されました4頭1セットが、第6区総合評価群において、見事、優等賞5席を受賞されました。その功績に対して、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

次に、10月18日、19日には、別府市において、第131回九州市長会が開催され、基礎自治体が主体性を持って行政を担うことができるよう、「都市財政の拡充強化について」や「福祉施策の充実強化」などの議案審議が行われたところです。

次に、10月28日には、庄内公民館において、「由布市ノーリフティングケア推進大会」を由布市主催で開催をし、各種講演や実践指導などを行ったところでございます。重労働かつ人材が不足している福祉現場において、「持ち上げない、抱え上げない、引きずらない」ノーリフティングケアの普及を推進し、介護現場の働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

同じく10月28日には、日出生台演習場の米軍使用に関する協定の更新に係る調印式に出席し、平成19年に締結されました同協定を再度5年間延長することとなりました。引き続き市民の安心安全の確保に努めてまいりたいと考えています。

また、10月31日には、「広瀬大分県知事と県内の市町村長との意見交換会」に出席し、「これからのデジタル化の動向とマイナンバーカードの普及促進」、「パートナーシップ宣言制度の導入」などについて意見交換を行ってまいりました。

次に、11月3日には、由布市文化の日功労表彰式を執り行い、各分野から由布市の発展に大きくご貢献をいただきました8名の個人と1つの団体の皆様に対しまして、その御功績をたたえるとともに、関係者の皆さんにも感謝を申し上げたところでございます。

次に、11月14日には、長谷川議長、小石副市長、総務課長と共に、今回3年ぶりの開催となった第16回在京由布市会総会に出席をいたしました。会の中では、私から由布市の近況報告やふるさと納税についてのPRを行うとともに、在京由布市会会長の古野和美様に対して由布市観光特別大使をお願いしてまいりました。

また、故郷に思いを馳せる皆様方より力強いエールを頂き、大変心強く思った次第でございます。

最後に5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上、報告いたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いいたします。教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さんおはようございます。閉会中の委員会調査研修報告を行います。

令和4年11月30日、由布市議会議長、長谷川建策殿、教育民生常任委員長、平松恵美男。

常任委員会調査研修報告書。本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則１１０条の規定により報告いたします。

記。１、調査事件。文化振興について（山形市）、子育て支援の取組について（山形市）、学力向上対策について（横手市）。

２、調査研修の期間。令和４年１１月１５日から１７日。

調査研修地、山形県山形市、秋田県横手市。

調査研修視察者、教育民生常任委員会全員でございます。随行につきましては事務局でございます。

調査研修結果、別紙のとおりでございますが、議長の許可を頂きまして、報告は主な部分のみとさせていただきます。

まず初めに、山形県山形市、「文化振興について」と「子育て支援の取組について」の研修を行いました。

市の概要につきましては、山形市は山形県内陸部山形盆地の東南部に位置する山形県の県都です。面積は３８１．５８平方キロメートル、人口は２４万７，５９０人、令和２年の国勢調査によるものです。平成元年に市制施行１００周年を迎え、平成３１年には中核市へ移行しています。

古くから城下町として栄え、山形城址や山寺といった歴史的、文化的遺産などがあり、地域文化としては「山形花笠祭り」や「芋煮会」があります。

続きまして視察の目的でございますが、最初に文化振興について。平成２９年、ユネスコ創造都市ネットワークに日本初の映画分野での加盟認定を受けたことを機に、東北芸術工科大学と公民連携し、「国登録有形文化財」、「近代化産業遺産」である旧第一小学校校舎を文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、今年９月に山形クリエイティブシティセンターＱ１としてオープンいたしました。

施設整備は山形市。施設の一部を民間へ貸付けて、運営管理を委託。コーヒーショップ、洋菓子、アトリエなどが入居しています。公共部分では紅花文庫、文化財展示室、貸し出し可能な多目的ルームや交流ルームなどを設置しています。

映画をはじめ音楽やアート、デザイン、伝統工芸、食文化などの分野において優れた地域資産を活用し、地域に蓄積されてきたクリエイティブの力を産業・観光・教育の振興に活かし、未来につなげようという常に新しい時代に向かって躍進する山形市が見られました。

続きまして、子育て支援について。山形市は、山形市発展計画の重点施策の一つである「子育てしやすい環境の整備」の主要事業として、山形市南部児童遊戯施設（シェルターインクルーシブプレイスコパル）を整備しています。天候に関係なく、いつでも子どもたちがのびのびと遊べる環境を、ＰＦＩ方式により本年４月に整備。敷地面積は２万２，２９５．３平米でございます。

整備については、総事業費38億5,611万8,065円です。詳細については記載のとおりです。

この施設は、児童厚生施設と子育て支援センターを併設するもので、子育て中の保護者に対し、子どもの遊び場、専門スタッフによる保護者の子育て相談や交流の場を提供し、子育てを支援するとともに、軽運動のできる体育館を夜間に開放することで、市民の健康増進と地域交流の活性化を図ることを目的としています。

屋内施設としては、大型遊戯場、図書コーナー、子育て相談コーナーなどを整備し、野外にはイベント広場や遊具、車椅子専用ブランコも設置されています。また、毎日、ボランティアによる教室やイベントが開催されるなど自然と訪れたいくなる場所、子どもたちだけではなく保護者も気軽に集まり、誰かに相談したくなるような空間ができていました。

続きまして、秋田県横手市。市の概要でございますが、横手市は秋田県の南東部にあり、横手盆地に位置する豪雪地帯です。また、秋田自動車道と湯沢横手道路が交差する交通の要所であり、秋田県の東の玄関口となっています。平成17年10月に8市町村が合併し、秋田県第二の都市として誕生。人口は、令和3年度末で8万5,253人、面積は693.04平方キロメートルです。

視察の目的でございますが、文科省が実施する全国学力学習状況調査において毎年トップクラスの成績を維持しています横田市において、全国平均を上回る学力向上の取組について、伊藤教育長にお話を伺いました。

横手市では、毎年、小中学校の教職員が集まり、同一テーマでの公開研修会を重ね、協議を深めています。先生がどこの学校に異動したとしても、今までのキャリアが生かせ、同じ方向性を向いて教育改善していくのが横手市の特徴です。

また、多くの学習向上推進事業がされていますが、中でもNIE——新聞を教材として活用することでございますが、学校図書館などの利活用です。年16回ほど「新聞の日」を設けて、児童生徒に新聞が配布され、新聞を読む時間があります。テストだけでは学力は伸びないので、新聞を読んで言葉の力をつけることで語彙が増えて話題も広がります。言葉の力を身につけることが学力向上につながる大きなカギだと言われています。

学力以外にもコミュニケーション能力が大事で、横手市の授業では3人で取り組むグループワークなど、自分の意見をしっかりと持ち伝える、自分たちで学びを追求する取組などもあります。語学力の育成のため、就学前のことばの指導教室を設置、小中連携だけではなく、幼保小中連携に力を注いでいます。連携・交流計画などを毎年作成し、ゼロ歳から15歳まで連続して育成するという強い思いが感じられました。

視察を終えてでございますが、山形市の小学校の再活用Q1プロジェクトと子育て支援施設コ

パルは、ここに至るまでの歴史の背景や、さらには東北地方の長い冬といった気候風土が、このような施設の方向性をするに至ったと言えます。

由布市においても、文化遺産や歴史的文化財、人材を多く持ち、貴重な地域資源を生かしていくことで、未来を担う子どもたちにとっても古きよきものを知り、そこから新しい利活用が生まれてくると思います。

また、今の子育てや教育には、発達障がい等で悩む保護者や関係者が多くいますが、子どもと保護者が共に成長し、安心して楽しく子育てできる環境づくりは重要だと改めて感じたところです。

一方、秋田県横手市の教育長は、「不安定な時代だからこそ学校が変わらなければならない」と問題提起し、モデル事業や合唱コンクールなどは要らないと語っています。私たちは大人の都合で子どもに押しつけてはいないか、革新的な取組を行う学校を選んで進めるよりも市内の子どもたち全員が取り組めるようにするにはどうすればいいか。秋田の学力テストは常に全国トップレベルにあることは知られているが、県単独の探究型事業を行っていることも要因の一つだと言われている。子どもたちの健やかな成長のためにも、私たちがもう一度、原点に返り、現場の声を聞きながら見直しをする必要があるのではないかという思いを強くしました。

教育現場だけではなく福祉関係も含めて、現地での出来事から読み取れる事案に対して議論を重ね、勇気をもって取組を進めることの必要性を強く感じた視察研修となりました。

視察により頂いた資料は事務局の方にありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 平松委員長より閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

日程第4. 請願について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第4、請願についてを議題とします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 議会事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号4、件名、市道認定に関する請願について。請願者、由布市湯布院町、東石松1自治委員岩尾秋和。紹介議員、吉村益則、高田龍也。

受理番号5、件名、教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書を求める請願。請願者、由布市庄内町、大分県教職員組合由布支部執行委員長浜小路国弘。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号 6、件名、「旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し等」に関する請願書。
請願者、由布市湯布院町、自治委員会会長後藤久生ほか 3 名。紹介議員、鷺野弘一、佐藤人已、
加藤幸雄、吉村益則、坂本光広、高田龍也、佐藤孝昭、志賀輝和。

受理番号 7、件名、市道の廃止、払い下げに関する請願について。請願者、株式会社大光代表
取締役大賀聖二郎。紹介議員、鷺野弘一、佐藤人已、甲斐裕一、加藤幸雄、吉村益則、坂本光広、
高田龍也、志賀輝和。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 議会事務局長より朗読が終わりました。

ただいまの請願 4 件については、会議規則第 141 条の規定により、お手元に配付の請願文書
表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 5. 報告第 24 号

日程第 6. 報告第 25 号

日程第 7. 議案第 62 号

日程第 8. 議案第 63 号

日程第 9. 議案第 64 号

日程第 10. 議案第 65 号

日程第 11. 議案第 66 号

日程第 12. 議案第 67 号

日程第 13. 議案第 68 号

日程第 14. 議案第 69 号

日程第 15. 議案第 70 号

日程第 16. 議案第 71 号

日程第 17. 議案第 72 号

日程第 18. 議案第 73 号

日程第 19. 議案第 74 号

日程第 20. 議案第 75 号

日程第 21. 議案第 76 号

日程第 22. 議案第 77 号

○議長（長谷川建策君） 次に、本定例会に提出されました報告第 24 号及び報告第 25 号の報告
2 件、議案第 62 号から議案第 77 号までの議案 16 件については、一括上程をいたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは上程されました議案につきまして一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告２件、議案１６件でございます。

初めに、報告第２４号、専決処分の報告については、林道の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したことについて、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第２５号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので代表監査委員より報告をいたします。

続きまして、議案第６２号、工事請負契約の変更については、令和３年度から実施しております由布市防災行政情報告知システム整備工事において、設置箇所の位置変更によるスピーカーの増設及び土間コンクリート等の撤去及び復旧工事、また設置箇所に岩盤が確認されたことによる追加工事に伴い、１１月１１日付で工事請負変更仮契約を締結したことについて、この仮契約を本契約とするため由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第６３号、川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更については、公共的施設の整備計画の中で、市道の改良工事の事業費に変更が生じることとなりましたので、辺地対策事業債の予定額を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第６４号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更については、今回、廃棄物処理施設に係る内容を追加することについて、由布市過疎地域持続的発展計画における、由布市公共施設等総合管理計画との整合性を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第６５号、由布市債権管理条例の制定については、市の債権の管理に関して必要な事務処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平性を確保するとともに未収債権を縮減することで公正、健全な財政運営を進めるために本条例を制定するものでございます。

次に、議案第６６号、由布市職員の定年等に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部を改正する法律の公布により定年年齢が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第６７号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料を改正することによるものでございます。

次に、議案第６８号、由布市印鑑条例の一部改正については、印鑑登録における男女の別の記載の削除と、多機能端末機による印鑑登録証明書を交付するため所要の改正を行うものでござい

ます。

次に、議案第69号、由布市水道事業給水条例の一部改正については、民法の改正に伴い、ライフライン設備を設置・使用する目的で他の土地等を使用するための規定を整備すること及び由布市水道ビジョンの「安全」、「強靱」、「持続」の3つの基本方針を中心とした施設や事業を進め、経営の健全化を図るため、水道料金を改定し、料金体系を改めるものでございます。

次に、議案第70号、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定については、指定管理期間が令和5年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、由布市シルバー人材センターが選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定については、指定管理期間が令和5年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として由布市庄内町観光協会が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定については、指定管理期間が令和5年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として大分県住宅供給公社が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出にそれぞれ12億156万8,000円を追加し、予算総額を234億3,025万円にお願いするものでございます。

歳入では、事業に伴う国庫、県支出金や地方債の特定財源、ふるさと納税の増額が主なものでございます。

歳出については、これまで感染症の影響が長期化する中、エネルギーや物価の高騰が家計や経営を直撃している現状を鑑み、様々な困難に直面している世帯や事業者への支援策を実施してまいりました。今回の補正予算においては、これまでの対策を踏まえ、物価高騰に対する2つの支援策を計上いたしております。

1つは、食材料価格高騰の影響を強く受けている食事等を提供する福祉事業所及び医療関係事業所に対して、食材価格高騰分の一部を上限100万円として臨時支援金として交付するものでございます。

もう一つは、市民生活の支援や個人消費の下支えと地域経済の循環を図るため、今年度第3弾

となる地域消費喚起プレミアム商品券を発行するもので、前回と同規模の3万セットを発行し、プレミアム率は、電子、紙共に30%としております。

また、災害復旧関連で、今年9月の台風14号災害に係る復旧事業費として市道、河川、林道の災害復旧工事費、また、本年1月の日向灘地震に伴う復旧事業として、由布川幼稚園園舎、由布院小学校及び湯布院中学校校舎の災害復旧工事費を計上いたしております。

このほか障がい福祉サービス費負担金や老人保護措置費、子ども及び高校生医療費助成金、県営基盤整備事業に係る負担金の増額、DC（デスティネーションキャンペーン）に向けた観光施設トイレの洋式化やバリアフリー化の改修工事などを計上いたしております。

なお、議案第67号で職員の給与条例の一部改正案を提出しておりますけれども、各科目の給与管理費において給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の調整をさせていただいております。

また、繰越明許費として、道路整備事業など6件、債務負担行為補正につきましては市議会日より印刷製本費など7件の追加をお願いしております。

地方債は追加3件、変更4件の補正となっております。

次に、議案第74号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ404万3,000円を追加し、予算総額を41億9,637万2,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では、県支出金の保険給付費等交付金を、歳出では、保険給付費の一般療養費負担金、出産育児一時金負担金及び葬祭費負担金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第75号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入及び歳出予算にそれぞれ3万7,000円を追加し、予算総額を44億3,429万2,000円にお願いするものでございます。

歳入では、繰入金を増額するもので、歳出では、諸支出金を増額するものでございます。

次に、議案第76号、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、予算総額を9,015万7,000円にお願いするものです。

歳入では、新規加入者に伴う加入負担金を増額し、一般会計繰入金を減額するものです。

歳出では、光熱水費を増額するものでございます。

次に、議案第77号、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算では収益的支出を、資本的予算では資本的収入及び支出を、それぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第24号について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。報告第24号について詳細説明を行います。

報告第24号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年11月30日提出、由布市長でございます。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。令和4年11月14日付で専決処分を行っております。

次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和4年10月10日午前11時頃、由布市湯布院町川上1272番地88先の林道由布岳線において、甲の管理する林道側溝に設置していた側溝蓋が固定されておらず、乙の所有する自動車が通行する際に当該側溝蓋が跳ね上がり、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対して、過失割合100%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金20万5,425円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の破損状況を示す写真等を記載しておりますので御一読をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第25号について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第25号について御報告申し上げます。

報告第25号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和4年11月30日、由布市代表監査委員。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和4年7月分、8月分及び9月分の例月出納検査を8月25日、9月28日、10月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は各帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められま

した。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、ただいま上程されました議案について詳細説明を求めます。

まず議案第62号について詳細説明を求めます。防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（大嶋 陽一君） 防災危機管理課長です。議案第62号につきまして詳細説明をいたします。

議案第62号、工事請負契約の変更について。次のとおり請負契約を変更することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

契約の目的につきましては、由布市防災行政情報告知システム整備工事でございます。

契約の方法は、要件設定型一般競争入札、契約の金額は、消費税を含む変更前3億3,955万9,110円。変更後3億4,589万2,140円でございます。

契約の相手方は、大分県大分市王子町7番1号日本無線株式会社大分営業所です。

次ページを御覧ください。変更の概要は、設置箇所位置変更などによる屋外スピーカーの増設、設置箇所に岩盤が確認された箇所での掘削機の使用、設置時に障害となるフェンスや土間コンクリートの撤去、復旧、他システムとの連携作業に係る協議、立会いなどの増加です。

次ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御覧ください。変更契約事項、変更請負、消費税を含む増額633万3,030円です。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第63号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（日野 正美君） 総合政策課長です。議案第63号について詳細説明をいたします。

議案第63号、川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別記のとおり総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

提案理由としまして、川西中辺地及び内成辺地に係る総合整備計画の辺地対策事業債の予定額を変更することによるものです。

令和3年第1回定例会におきまして、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした市内14地区の辺地総合整備計画について議決をいただきました。議案書を2枚めくっていただきますと、川西中及び内成辺地の変更後の総合整備計画書を添付しておりますが、計画書下段、3、公共的施設の整備計画を御覧ください。川西中及び内成辺地につきましては、現在、津々良奥江

線及びそうづ川朴木線の市道改良工事を実施しているところですが、社会情勢の変化により、人件費や資材費等の上昇により事業費が増加しており、この傾向はさらに続くものと予想されることから、辺地対策事業債の予定額も増額しておくことが必要と考え、津々良奥江線の事業費を3,500万円から7,000万円に、そうづ川朴木線の事業費を2,500万円から5,000万円に変更をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第64号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（秦 正次郎君） 庄内振興局長です。議案第64号の詳細説明をいたします。

由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。由布市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、公共施設総合管理計画との整合性を図るため、廃棄物処理施設に係る内容を追加することによります。令和4年、由布市議会議長。

次ページをお開きください。由布市過疎地域持続的発展計画の一部変更新旧対照表を御覧ください。変更内容といたしましては、中段の「廃棄物処理施設。由布市環境衛生センターについては、し尿・浄化槽汚泥の継続的な処理を行うため、老朽化に伴う更新を実施していきます。また、新環境センター建設については、大分市、臼杵市、竹田市に加え、津久見市、豊後大野市との更なる広域処理を含めた集約化を行います。また集約化に伴う中継施設等の建設についても検討を進めていきます。」以上の内容を追加するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第65号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（河野 克幸君） 税務課長です。議案第65号について詳細説明をいたします。

議案第65号、由布市債権管理条例の制定について。由布市債権管理条例を別記のように定める。令和4年11月30日提出、由布市長。

この条例は、市の債権管理を適切に行うため、統一的な処理基準を定めることによりまして債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平性を確保するとともに、未収金を縮減することで公正かつ健全な行政運営につなげることを目的とし、制定するものでございます。

裏面を御覧ください。条例案でございます。

第1条では、先ほどの条例の目的を規定しております。

第2条は、用語の定義を定めております。こちらの第2号から第4号にありますように、市の債権は大きく市税や介護保険料などの強制徴収公債権、児童扶養手当返還金などの非強制徴収公債権、水道料などの私債権の3つに分類されます。

第3条は、当該条例と各種法令等との関係を規定しております。

第4条は、債権管理者の責務を規定しております。

第5条は、適切な管理を行うために台帳の整備についての規定、第6条は督促についての規定でございます。

次に、第7条は、市税を含む強制徴収公債権の滞納処分等を行うに当たり、法令等に定める要件に従う確認規定でございます。

第8条は、非強制徴収公債権及び私債権につきまして、督促をされても、なお債務が履行されない場合の手續を規定しております。

第9条は、債務者の信用状態に不安が生じた場合における履行期限を繰上げる措置についての規定でございます。

第10条は、債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申出及び債権を保全するための仮差押え等の措置について定めたものでございます。

第11条は、法人の事業の休止や債務者の所在不明等による非強制徴収公債権及び私債権の徴収停止についての規定でございます。

第12条は、非強制徴収公債権及び私債権の履行期限が延長できる場合の要件を各号で規定しております。

第13条は、履行延期の特約等を行った債権の免除について、地方自治法施行令の規定により行えることを確認的に明示したものでございます。

第14条は、債券の放棄についての規定でございます。市税や強制徴収公債権につきましては、地方税法に掲載されておりますので、本条では、非強制徴収公債権及び私債権につきまして、あらゆる手段を尽くしても回収できない債権で、一定の要件を満たすものにつきましては、その債権を放棄できることを定めたものでございます。

第15条は、債権管理に関する事務を適正かつ効率的に行うため、守秘義務に関する法令等の規定に従い、債務の履行が滞っている者に対する情報を市の内部において共有することができる規定を定めたものでございます。

第16条は、委任規定でございます。

なお、附則に、この条例の施行期日及び施行前に発生した債権の取扱いについてを定めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第66号、67号、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。議案第66号及び第67号について、詳細説明を行います。

まず初めに、議案第66号、由布市職員の定年等に関する条例の一部改正について。由布市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年11月30日提出、由布市長。

本条例の一部改正については、職員の定年の年齢を「60年」から「65年」に経過措置を設けて段階的に引上げを行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第3条で、職員の定年年齢を「60年」から「65年」に改めております。

第4条では、定年退職日の翌日から引き続き管理監督職として従事する者の定義を定めております。

第6条では、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職の定義を定めております。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60年と定めているところでございます。

第8条では、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の定義を定めております。

第9条では、管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例の定義を定めておるところでございます。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用の定義を定めております。

附則においては、定年に関する経過措置の定義を定めております。

本制度は、令和5年から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和14年度の制度完成となっております。

基本的には、管理職で退職をされる職員は、60年で退職し、下位の職務に降任されることとなります。

また、定年を迎え、定年延長を希望するか、また定年前再任用短時間勤務職員を希望するかは本人の希望となっているところでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第67号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年11月30日提出、由布市長。

本条例の一部改正においては、人事院勧告及び大分県の人事委員会の勧告に鑑み、職員の給与を改定するものでございます。

また、附則において、施行期日を定めております。

この条例は、交付の日から施行することとなっておりますが、ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日からの適用となっております。

新条例の第22条第2項第1号及び第2号の規定は、令和4年12月1日から、新条例別表第1の規定は令和4年4月1日から適用することとなっております。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条関係では、第22条第2項第1号中、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2項中、「100分の45」を「100分の50」に改めております。

別表1の給料表を下記のように改めておるところでございます。

最後に、第2条関係では、第22条第2項第1項中、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中、「100分の50」を「100分の47.5」に改めているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第68号について詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（後藤 昌代君） 市民課長です。議案第68号について、詳細説明をいたします。

議案第68号、由布市印鑑条例の一部改正について。由布市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年11月30日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。第6条第1項及び第13条第2項につきましては、多様な性の在り方の観点から、印鑑登録原票と印鑑登録証明書の男女の別を削除するための改正を行うものでございます。

第15条からの改正につきましては、来年2月に予定しております各種証明書のコンビニ交付サービス開始に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付をするためのものでございます。

施行日は、令和5年2月1日となっております。

次ページ以降、新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第69号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。議案第69号について詳細説明を行います。

議案第69号、由布市水道事業給水条例の一部改正について。由布市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。令和4年11月30日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、提案理由にもありますように、2つの改正事由があります。

初めに、令和5年4月1日に施行されます民法の一部改正により、ライフライン設備を設置する、使用する目的で、他の土地を使用しなければライフラインの設備を設置できない場合に関し、規定を整備するため条例改正を行うものでございます。

次に、安心安全な水道を将来にわたり安定して供給し、健全で持続可能な事業経営を図るため

水道料金改定を行うものでございます。

料金体系の見直しの内容につきまして、お配りしております議案説明資料にて御説明をさせていただきますので、説明資料のほうを御覧ください。

1 ページ目は、公平かつ健全で持続可能な事業経営を図るため、水道料金の改定をしようとする理由でございます。

2 ページ目を御覧ください。水道料金改定案趣旨を記載しています。改定時期は令和6年1月1日とし、従前から加入しています使用者は2月分の検針から適用となります。改定率は平均24.4%となっております。

主な改定の概要につきましては4点あります。

まず1点目は、公平な負担の観点から料金体系を現在の用途別料金体系から口径別料金体系といたします。

2点目は、基本料金と従量料金の2部料金制とし、基本水量は廃止します。

3点目は、従量料金制については、使用水量が多くなるほど段階的に1立米当たりの料金を高くする逓増型とし、水量区画を3段階とします。

4点目は、水道料金については由布市水道事業と湯布院町水道事業の水道料金を統一いたします。水道料金の統一を行うに当たり、4年と3か月間の激変緩和措置を行います。

18ページをお開きください。激変緩和措置のイメージ図でございます。由布市水道事業と湯布院町水道事業の水道料金を統一することとなることから4年と3か月間にかけて、段階的に料金を上げていく形となっております。改定後1年目であれば改定前の1.15倍を上限とし、2年目以降は1.3倍、3年目は1.45倍、4年目は1.6倍を上限に設定をし、5年目以降は改正後料金となります。

もし5年目に至る前に改正後料金になった場合は、改正後料金で請求させていただきます。5年目で新料金となる、4年と3か月間の緩和措置を考えております。

それでは、議案69号の議案書のほうにお戻りください。

議案書の次のページをお開きください。由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例。由布市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。第5条の次に1項を加えるのは民法の改正によるものでございます。

第23条につきましては、現行の料金表を廃止し、別表に新料金表を改めるものでございます。料金表につきましては、口径別の基本料金と、従量料金3段階の、それぞれ1立方メートル当たりの単価でございます。

なお、表示は消費税を含んだ額とし、10円未満の端数金額を切り捨てる額とするものです。

第26条は、月の途中で使用の開始及び中止または使用者の名義が変わった場合の取扱いでご

ざいます。

次のページを御覧ください。附則には、主に激変緩和措置といたしまして、令和6年1月検針から令和10年3月検針までを適用することと記載をいたしております。

5ページ目からは新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、議案第70号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長でございます。議案第70号の詳細説明をいたします。

議案第70号、由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について。由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市挾間高齢者等就業支援センター、由布市挾間町向原17番地2。指定管理者、公益社団法人由布市シルバー人材センター理事長杉崎龍藏、由布市挾間町向原17番地2。指定管理期間、令和5年4月1日から令和9年3月31日まで。指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法定、法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消し、または停止を行う。

由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない指定管理者の選定がなされております。

由布市挾間高齢者等就業支援センターの施設の指定管理期間が令和5年3月末日をもって終了することに伴い、公益社団法人由布市シルバー人材センターを指定管理者として指定し、引き続き当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしましては、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第71号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。第71号について、詳細説明を申し上げます。

議案第71号、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について。由布市城ヶ原農村公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市城ヶ原農村公園、由布市庄内町柿原1番地。指定管理者、由布市庄内町観光協会会長佐藤清治、由布市庄内町柿原1番地。指定管理期間、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間。指定条件、施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消し、または停止を行う。

指定管理者指定議案資料1を御覧ください。2ページから4ページの間で選定の経過から選定の結果がございます。

城ヶ原農村公園は、令和4年8月1日の第1回指定管理者選定委員会で、募集要項及び仕様書の審査、決定後8月10日から9月8日までの期間、公募による受付を実施いたしました。

その結果、3者から応募があり、10月3日の第2回選定委員会における指定管理者候補の審査を経まして、由布市庄内町観光協会が指定管理者の候補として選定されたものでございます。指定管理者の由布市庄内町観光協会は、平成19年4月1日から現在まで指定管理者としての実績がございます。

また、指定管理者指定議案資料2といたしまして、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第72号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三ヶ尻郁夫君） 建設課長です。

議案第72号、独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者の指定について、詳細説明を行います。

独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和4年11月30日提出、由布市長。

詳細につきましては、1、施設名及び所在地、区分、独自住宅、施設名、小野屋第二住宅、五福上住宅、住所は記載のとおりです。

区分、特定公共賃貸住宅、施設名、鶴田団地、鶴田第二団地、アウル石城、住所は記載のとおりです。区分、雇用促進住宅、施設名、サンコーポラス挟間1号、サンコーポラス挟間2号、住所は記載のとおりです。

2、指定管理者、大分県住宅供給公社理事長山本修司、大分市城崎2丁目3番32号。

3、指定管理期間、令和5年4月1日から令和9年3月31日まで。

4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。

②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消し、または停止を行う。

これは独自住宅、由布市市営特定公共賃貸住宅及び由布市市営雇用促進住宅並びにその共同施設の指定管理者を指定することによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第73号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第73号について詳細説明をいたします。

議案第73号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第6号）。令和4年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億3,025万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。令和4年11月30日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をいたしております。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。6件の明許繰越をお願いをしております。

7款商工費の新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）及び地域イメージ向上対策事業は、大分県の補正予算措置に伴う事業であり、令和5年度までの2か年にわたっての事業実施期間となるためでございます。

8款土木費の道路整備事業（社会資本整備事業（改良））は、市道東行田代線の改良工事において、資材調達に不測の日数を要したこと、その下、道路整備事業（過疎対策事業）は市道7路線に係るもので市道梶屋挾間線及び字南小松台線、並びに小野屋龍原線の3路線の改良工事においては、資材調達に不測の日数を要したこと、また市道小野屋畑田線及び富下田線並びに深谷東家線の3路線の改良工事におきましては関係者との協議に不測の日数を要したこと、市道瀬口中

尾宗寿寺線につきましては、道路通行制限の調整が必要となったことによるものです。

次の道路整備事業（辺地対策事業）につきましては、市道仁瀬小袋線及び時松中央線の2路線の改良工事において、資材の調達並びに関係者との協議に不測の日数を要したこと、最下段の道路整備事業（単独事業）は、市道向原別府線の改良工事において、資材調達に不測の日数を要したためでございます。

なお、今申し上げました個別の事業の繰越し理由につきましては、お配りしております令和4年度12月補正予算の概要の巻末に記載をしておりますので、御参照いただければと思います。

5ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。市議会だより印刷製本費など7件を追加をするもので、いずれも契約に至るまでの一連の準備行為を本年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定をするものでございます。

6ページは、第4表地方債補正です。上段で県営基盤整備事業など3件の追加、下段で道路整備事業（辺地対策事業）など4件の変更をお願いしております。

変更につきましては、事業費の増減や財源の組み替えに伴うものでございます。

次、7ページから補正予算事項別明細書となっております。10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、16款2項1目の1節特定防衛施設周辺整備事業補助金1,070万4,000円は調整交付金の交付額が決定したことから増額をしており、道路整備事業などに充當いたしております。

14ページをお願いいたします。18款2項1目の1節土地建物売払収入及び2節立ち木売払い収入は未利用財産の一般競争入札などによる売払い収入や県民有林の主伐などによる分収交付金でございます。

19款1項2目の1節指定寄附金のふるさと納税は、本年度上半期の実績及び今後の推計値等に基づき、1億円増額をするもので、充当事業であるみらいふるさと寄附金推進事業において、取扱業務委託料及び基金積立金を同額増額をいたしております。

また、教育費寄付金200万円は、前教育長加藤純一様並びに大分市河野利雄様よりそれぞれ100万円の寄附を頂きまして、教育振興のための図書及び備品購入費に充當をさせていただいております。

20款1項1目の2節基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため、3億4,200万円余りを繰入れしております。

23款1項6目の1節農林水産業施設災害復旧事業債及び2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、本年9月の台風14号災害に係る補助、単独の本工事分のほか、これまで第3号及び第4号補正におきまして、一般財源で措置しております6月大雨及び台風14号災害に係る林業施設、公共土木施設の緊急対応工事分に対して、今回それぞれ単独災害復旧事業債の充當を

見込んでいるところでございます。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、18ページからは歳出となります。まず全般的な事項としまして、各事業の過年度精算に伴う国庫及び県支出金の返納金を計上しているほか、原油等の価格高騰に伴う公共施設等で使用する電気代及び燃料費を増額をしております。

また、各科目内の給与管理費につきましては職員の給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の調整などをしております。

各給与管理費の説明は省略をさせていただきますが、巻末80ページから給与費明細書を掲載をしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、主な事業につきまして説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。

2款1項9目の区分1湯布院地域づくり推進事業（防衛調整交付金事業）は、下湯平公園の整備に当たって、昨今の資材価格の高騰を踏まえ、変更設計の成果に基づき工事費を増額をするもので、財源として一部特定防衛施設周辺整備事業補助金を充当しております。

28ページをお願いいたします。3款1項1目の区分1社会福祉総務費は、昭和28年に現挾間町挾間の龍祥寺敷地内に建立された忠魂碑が土台部分の亀裂や傾きが生じているなど地震等による倒壊のおそれや、それに伴う二次被害の危険性もあるため、解体後、移設を行う工事費となっております。

区分2新型コロナウイルス緊急対策事業（福祉医療）の18節食料品等価格高騰対策臨時支援金は、物価高騰の影響が経営を圧迫している市内の福祉及び医療関係116事業所に対して、利用者負担の増大を防止するとともに、引き続き栄養バランスや質、量を維持した食事の提供を行っていただくため年間の食材費価格高騰相当分となる約10%の2分の1、上限100万円を臨時支援金として交付をするものです。

なお、この事業に対しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

30ページをお願いいたします。3款1項3目の区分1自立支援事業の18節障がい福祉サービス費負担金は、本年10月の報酬改定やサービス利用者の増加等に伴う増額で、特定財源として国庫2分の1、県4分の1の負担金を充当しております。その下、19節補装具給付費は、補装具の購入及び修理を行う対象者の増加に伴い増額するもので、国庫2分の1、県4分の1の負担金を充当しております。

36ページをお願いいたします。3款2項2目の区分3児童健全育成事業は、放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため臨時休業したことによる保護者への日割り利用料の返還について助成をするもので、特定財源として国県補助金を各3分の1充当

をしております。

38ページをお願いいたします。3款4項1目の区分1災害対応事業は、台風14号災害において9月から10月にかけて開設をした由布市災害ボランティアセンターの運営等に係る費用の負担金です。

42ページをお願いいたします。4款1項2目の区分2子ども医療費助成事業及び区分3高校生等医療費助成事業は、上半期の実績及び今後の見込みを踏まえ、医療費助成金を増額をするもので、財源として、それぞれ子ども及び高校生等医療費助成事業基金を充当しております。

48ページをお願いいたします。6款1項3目の区分2園芸産地整備事業は、当初予算に計上しておりました梨産地の生産基盤確立に向けた機械リースの補助金でございますが、世界情勢の影響等から各メーカーが機械の受注を中断したことにより、事業の執行が困難となったため減額をするもので、特定財源である県補助金も減額をいたしております。

51ページをお願いいたします。区分5就農支援事業の新規就農者支援事業補助金の減額は、当初予算段階で国の制度設計が不透明な状況の中、7名の新規就農予定者分を計上しておりましたが、国の要綱に基づき要望調査を行った結果、3名の対象者となったため事業費が減少したもので、特定財源である県補助金を全額減額をしております。

区分7農地中間管理事業は、農地の集積・集約化に取り組む2つの地域の農事組合法人に対する機構集積協力金及び農地集積集約化促進交付金で、全額県補助金を充当しております。

52ページをお願いいたします。6款1項4目の区分2畜産経営支援事業は、停電時に牛舎設備の停止による生乳の廃棄などの被害発生事案を受け、酪農家が発電機を導入することに対する施設整備事業費補助金で、補助率は県6分の2、市6分の1、合わせて2分の1となっております。

6款1項5目の区分1県営基盤整備事業は、国の補正予算に伴い、4事業5地区で実施をする基盤整備事業等に係る負担金でございます。経営体育成基盤整備事業負担金は、庄内町柚ノ木地区の圃場整備工事分で875万円、農業水利施設保全合理化事業負担金は挾間町古野井路及び提子井路の水路工事分で4,050万円、防災ダム事業負担金は、庄内町大郷ため池の大規模改修工事分で880万円、水田畑地化推進基盤整備事業負担金は、庄内町平石地区の圃場整備工事分で420万円となっており、柚ノ木地区の圃場整備工事及び大郷ため池の補修工事の負担金に対しては過疎債を充当しております。

6款2項1目の区分1造林事業は、森林所有者の負担軽減に向けた5つの事業体が行う人工造林や下刈り、間伐などの事業量の増加に伴い、森林環境保全直接支払事業補助金を増額をするものです。

区分2治山事業は、台風14号災害に伴う湯布院町川西地区での県単圃場治山事業ののり面工

に係る測量設計委託料で、財源として分担金を充当しております。

56ページをお願いいたします。7款1項2目の区分2新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は景気の下振れリスクが高まっている中、長期化する物価高騰対策として市民生活の支援はもとより消費の下支えを図るため、全県民を対象とした地域消費喚起プレミアム商品券を、紙2万セット、電子1万セット、合わせて3万セット発行することに係る経費で、プレミアム率はいずれも30%としております。

具体的には、商品券やチラシ等の印刷費に351万3,000円、商品券発行支援業務委託料として電子商品券分で4,001万円、紙商品券平日販売分で150万円、紙商品券換金業務分で2億6,222万円などとなっております。この事業の財源としましては、プレミアム率20%相当額及び事務費2分の1の県補助金、また紙商品券の売払いとして2億円の財産収入を充当しております。

なお、この事業に対しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

7款1項3目の区分2地域イメージ向上対策事業は、令和6年春に開催をされるディステーションキャンペーンに向けて、トイレ洋式化、バリアフリー化などの整備によるおもてなしを提供するため、12節委託料で由布川峡谷猿渡トイレ改修工事設計委託48万8,000円、14節工事請負費で、その改修工事300万円及び城ヶ原オートキャンプ場トイレ改修工事費の増額分として31万7,000円となっております。

58ページをお願いいたします。8款2項1目の区分1道路維持費用は、市道天神橋下市平横瀬線において、劣化による路肩の傾斜やひび割れが生じ、通行に支障を来し、交通事故の危険性もあるため、延長68メートルの路肩補修工事を行うものです。

8款2項2目の区分2道路整備事業（辺地対策事業）は、市道津々良奥江線改良工事における資材価格の高騰等による工事費の増額で辺地債を充当しております。

62ページをお願いいたします。10款1項2目の区分1教育環境管理充実事業は小中学校の児童生徒用の机及び椅子を、来年度の児童生徒数の増加見込みや劣化破損などにより机104台、椅子99脚を新たに購入をするものです。

72ページをお願いいたします。10款6項2目の区分1公民館連携事業は、湯布院町下依地区の県道別府一の宮線沿いに設置をされている青少年活動啓発看板が老朽化し、倒壊のおそれがあり、通勤通学時に危険であるため撤去する工事費となっております。

76ページをお願いいたします。11款1項2目の区分1林業施設災害復旧費は、本年9月の台風14号で被災をした林道大分中部線、奥畑線、平石線の庄内地域3路線の災害復旧工事で、特定財源として大分中部線及び奥畑線の工事に対して50%の国庫財源を伴う県補助金と災害復

旧事業債を充当しております。

11款2項1目の区分1公共土木施設災害復旧費につきましては、本年9月の台風14号災害に係る市道、河川合わせて15件の補助対象となる復旧工事分で3億695万円、また32件の単独災害復旧事業分で5,660万円となっております。

特定財源として補助対象となる復旧工事に対しては66.7%の国庫補助金、また、補助裏及び単独災害復旧工事分には、災害復旧事業債を充当しております。

78ページをお願いいたします。11款3項1目の区分1公立学校施設災害復旧費は、本年1月に発生をした日向灘地震を要因として、外壁塗装の剥離や内壁のクラック等が生じた由布川幼稚園園舎、由布院小学校及び湯布院中学校校舎の災害復旧工事費となっております。特定財源として3分の2の国庫負担金及び文教施設災害復旧事業債を充当いたしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第74号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 俊吾君） 保険課長でございます。議案第74号について詳細説明をいたします。

議案第74号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,637万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年11月30日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、各保険給付費の給付実績及び今後の支給見込みにより予算に不足を生じることが考えられるための予算措置でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

歳出の8、9ページをお願いいたします。2款1項3目一般被保険者療養費につきましては116万3,000円を、2款4項1目出産育児一時金につきましては252万円を、2款5項1目葬祭費につきましては36万円を、それぞれ増額補正するものでございます。財源につきましては、6、7ページの県支出金の普通交付金でございます。

以上で、議案第74号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第75号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第75号の詳細説明をいたします。

議案第75号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ３万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億３，４２９万２，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。令和４年１１月３０日提出、由布市長。

今回の補正は、歳出の償還金の額の確定に伴うものでございます。

まず、歳出からですが、事項別明細書８ページ、９ページをお願いいたします。５款１項２目償還金につきましては、介護給付費財政調整交付金の過年度分の負担金確定より３万７，０００円を国へ返還するものです。それに伴いまして、６ページ、７ページの歳入につきましては、財源の不足分を介護給付費準備基金より補正財源として繰り入れるものとなっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第７６号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（古庄 成之君） 環境課長でございます。議案第７６号について詳細説明をいたします。

議案第７６号、令和４年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）。令和４年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，０１５万７，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。令和４年１１月３０日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の６ページをお開きください。まず歳入でございます。１款１項１目農業集落排水負担金につきましては、１世帯の新規加入があったため、加入負担金を４３万９，０００円増額するものでございます。

５款１項１目一般会計繰入金は、歳入と歳出を増額するため１５万８，０００円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。８ページをお開きください。１款１項２目維持管理事業費の需用費につきましては、電気料の高騰に伴い、光熱水費を２８万１，０００円増額するものでございます。

以上で、議案第７６号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第７７号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。議案第７７号について詳細説明をいたします。

議案第７７号、令和４年度由布市水道事業会計補正予算（第２号）。第１条、令和４年度由布

市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、令和4年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。款の項目と補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

2款水道事業費、補正予定額1,251万6,000円、計8億3,096万8,000円。第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億2,583万7,000円を不足する額3億2,643万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億2,583万7,000円を過年度分損益勘定留保資金3億2,643万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款資本的収入、補正予定額2,570万円増額、計4億4,142万2,000円、4款資本的支出、補正予定額2,630万1,000円増額、計7億6,786万円。第4条、予算第6条中、建設改良事業の限度額3億1,570万円を3億4,140万円に改める。令和4年11月30日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明をいたしますので、4ページをお願いいたします。

最初に、収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費1,186万6,000円の増額補正予定額及び2款1項2目配水及び給水費68万円の増額補正予定額につきましては、令和4年からの原油高等に伴う電気代の高騰によるものでございます。

次に、資本的収入でございます。3款1項1目企業債2,570万円の増額補正予定額については、請負工事費の増額に伴う水道企業債の増額でございます。

次に、資本的支出でございます。4款1項1目浄水施設費2,630万1,000円の増額補正予定額については、養草浄水場の水量確保に向けてボーリング工事を実施した結果、水質検査に問題がなかったことから、新水源新設に係る設備工事及び導水管敷設工事を行うための増額及び道路改良に伴う送配水管敷設工事によるものでございます。

5ページは地方債に関する調書でございます。御一読のほうをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程しました議案第62号について、本日中の採決が必要なため、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し直ちに全員による審議とすることに決定しました。

それでは、日程第7、議案第62号、工事請負契約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（17番 鷺野 弘一君） 今回のこの契約変更についてですけれども、スピーカーの装置の増設と言われていますけれども、これ何で当初計画の中にこういうスピーカーの数を増やしたりとかしていないのか。また、ただここで「岩盤が」というふうなことを書いていますけれども、その場所はどういうところであるのかという説明、これちょっと欠けているじゃないかかと思うんですけど、そのこのところはどうなっているのか教えてください。

○議長（長谷川建策君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（大嶋 陽一君） 防災危機管理課長です。お答えいたします。

スピーカーの増設につきましては、スピーカーの柱を埋設する際に、地盤等の状況によって位置変更をした箇所がございます。全体で12か所、庄内で8か所、挟間で4か所ほど柱の位置を変えております。この柱の位置を変えたことによって、当初はその柱に1つのスピーカーで1方向に向けての放送で大丈夫だろうという設計でしたが、位置を変えたことにより2方向に向けてすることで音の伝達ができるというような状況が起こりましたので、設置箇所自体を増やしたということではなく、柱を動かした、動かさざるを得なかったことによって、その柱に追加のスピーカーをつけたというような状況が起こっております。

それと岩盤についてですが、岩盤の箇所は挟間に1か所、石城小学校の分になります。どうしても特殊重機の掘削機が必要ということで、1台その重機を利用して、その部分を掘削したということになっております。

ほかの追加工事につきましては、その現場のコンクリートやフェンスやアスファルト等を撤去せざるを得ない状況の箇所については撤去し、また、それを復旧したという形のものになっております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 鷺野弘一君。

○議員（17番 鷺野 弘一君） これはもう業者側から言われて、それが100%正しいというふうにしてしたのか、局内で、そのこのところの管理をもう一度精査して、こういうふうに上げてこられているのかどっちか、ちょっとお知らせください。

○議長（長谷川建策君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（大嶋 陽一君） お答えいたします。設置自体厳しいというところは、うちのほうも毎月、工程会議等を行っておりますので、その会議で報告いただいたところを職員のほうも現地に行っております。音の伝達事態で追加をするという状況につきましては、うちの防災危機管理課の職員が現地に行って、湯布院のほうは、今時報とミュージックサイレン等を流させ

ていただいておりますので、その状況を聞いて、伝達がよくないところ、またちょっと音が重なり過ぎるところなどの音量調整や、またスピーカーの追加ということを判断して設置したという状況になっております。

○議長（長谷川建策君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月2日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切日は明日の正午までとなっております。議案質疑に係る発言通告書の締切りは12月5日の正午までとなっておりますので、厳守をお守りください。

本日はこれにて散会します。御苦勞でございました。

午前11時59分散会
